平成２４年（フ）第３４２２号
神奈川県藤沢市長後1251番地１　フローレンスハイツ湘南105号、住民票上の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目19―３―302
債務者　神保　順子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４２８号
東京都世田谷区南烏山４丁目５―７―208
債務者　南風見央樹
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４１号
東京都葛飾区白鳥３丁目15―18
債務者　中林みちる
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４９号
神奈川県横浜市港南区日野４丁目66―18　サンコーポＡ101
債務者　別所　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４５０号
神奈川県横浜市港南区日野４丁目66―18　サンコーポＡ101
債務者　別所　芳子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４５１号
神奈川県横浜市港南区日野４丁目66―18　サンコーポＡ101
債務者　別所みつよ
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６４号
横浜市港北区大曽根２丁目34番７号　中里ハウス101
債務者　三浦　幸子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２２号
横浜市南区日枝町３丁目69番地　金沢アパート２Ｆ
債務者　石川　照雄
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４０号
横浜市緑区中山町766番地　岩間ハイツＡ棟101号
債務者　高橋　近子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７号
岡山市東区益野町295番地47
債務者　赤木新太郎
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４号
東京都八王子市南大沢１丁目178番地24
債務者　井下　彩湖（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０５号
東京都西東京市芝久保町４―２―９芝久保ハイツ、住民票上の住所東京都八王子市上野町24番地15
債務者　吉澤　　清
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３９号
東京都東村山市恩多町１丁目２番地70アキコーポ201
債務者　堀田　　修
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
長崎県松浦市調川町下免57番地、従前の住所長崎県松浦市志佐町浦免331番地２
債務者　川越　利廣
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
長崎県松浦市調川町下免57番地、従前の住所長崎県松浦市志佐町浦免331番地２
債務者　川越クミ子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係